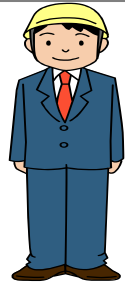


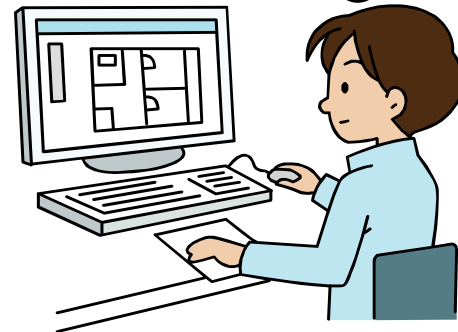
5. 防災集団移転促進事業(高台移転)住宅団地への参加者を公募します。



防災集団移転促進事業で整備を進めている団地のうち、下記の団地について参加者を公募します。

1. 団地名及び公募区画数 (14団地106区画)

	団地名	公募区画数
①	田の浦団地	2
②	名足保育園南	2
③	馬場中山生活センター西団地	4
④	泊浜団地	1
⑤	館浜団地	2
⑥	栞沢団地	12
⑦	歌津中学校上団地	1
⑧	寄木・葦の浜団地	5
⑨	清水団地	6
⑩	戸倉団地	19
⑪	長清水団地	1
⑫	志津川東団地	13
⑬	志津川中央団地	23
⑭	志津川西団地	15



2. 応募資格

- ① 東日本大震災当時に、南三陸町内に居住し、その住宅の所在地が移転促進区域(災害危険区域)に指定されている方。
- ② 東日本大震災に係る被災者住宅再建支援制度(個別移転補助・災害公営住宅など)を利用していない方。
- ③ 町が実施する防災集団移転促進事業団地へ参加申込をしていない方、または災害公営住宅へ入居申込をしていない方。ただし、すでに他の防集団地または災害公営住宅への申込をされた方でも、これを取り下げる予定の方は応募することができます。
- ④ 各団地及び周辺の地域活動を理解し、一緒に活動していこうと思っておられる方。

3. 募集期間 **平成28年10月14日(金)～平成28年10月31日(月) ※土日を除く**

4. 提出場所 南三陸町復興事業推進課移転促進係・復興市街地整備課復興拠点整備係

5. 提出書類
- ①防災集団移転促進事業(高台移転)空き区画参加申込書
 - ②**宅地申込書(志津川東団地、中央団地、西団地のみ)**
 - ③り災証明書(コピー可)

※空き区画の状況は、復興事業推進課・復興市街地整備課において、情報を開示します。
なお、空き区画の情報については、町の公式ホームページにも掲載しています。

6. 決定方法 応募数によっては抽選となる場合があります。抽選となった場合には、別途日程等を応募者にお知らせいたします。

(担当：復興事業推進課 移転促進係 復興市街地整備課 復興拠点整備係)

みなみさんりく 復興まちづくりニュース



<第47号>

平成28年10月

発行・編集

南三陸町
復興事業推進課、管財課
復興市街地整備課

1. 被災した住宅用地の買取期限について

**期限は平成28年10月31日(月)までです。
※期限までに土地売買契約の締結が必要です**



町では、災害危険区域内において被災した住宅用地の買い取りを行っています。

買い取りを希望する方で、まだ買取申込書を提出されていない方は、早めの提出をお願いします。

- ◇買取の条件・相続が発生している場合は、個人による相続登記完了後に契約となります。
・抵当権等の設定がある場合は、抵当権等の抹消登記が買い取り条件となりますので、取引金融機関等にご相談ください。

(担当：管財課 用地調整係)

2. 固定資産税の『みなす課税』のお知らせについて



志津川地区被災市街地土地区画整備事業地内に土地を所有する方に平成29年度から固定資産税の「みなす課税」を実施します。

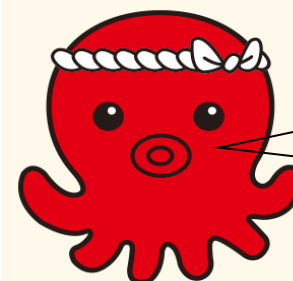
固定資産税は、原則として土地登記簿に所有者として記載された方に課税するものです。しかし、土地区画整理事業により仮換地指定され、使用収益を開始した土地については、当該仮換地に対応する従前地の所有者を、仮換地先の所有者とみなして課税することができますこととなっています。これを「みなす課税」といいます。(地方税法第343条第6項)

このみなす課税は、仮換地された土地の賦課期日(1月1日)現在での、地積、現況地目で行います。なお、法務局への本登記が完了した場合は、その翌年から通常の課税へと移行します。

**【問い合わせ先】 南三陸町町民税務課資産税係
0226-46-1372**



(担当：町民税務課 資産税係)



問い合わせ先

復興事業推進課 0226-46-1379
管財課 0226-46-1381
復興市街地整備課 0226-46-1382

3. 住宅再建相談会の開催について

町と住宅金融支援機構では、被災者の住宅再建に必要な情報を提供することを目的に、以下のとおり住宅再建相談会を開催いたします。

■開催日時

期 日	時 間	場 所
平成28年10月23日(日)	午前10時から午後4時まで	役場2階大会議室

■参加団体

相談機関	相談内容
・住宅金融支援機構 ・七十七銀行	資金計画（融資の案内等）
・住まいの復興給付金事務局	住まいの復興給付金について （申請書の提出不可）
・住宅再建支援係	公的助成制度について

**※住まいの復興給付金の相談については、当町での本年中の開催は今回が最後となります。
住宅が完成した方や、引き渡しが進んでいる方はぜひお越しください。**

■住宅金融支援機構による資金計画の相談申込みについて

・資金計画の相談は、事前に電話予約が必要となりますので、下記へお申込みください。

【申込み先】住宅金融支援機構

☎0120-086-353（フリーダイヤル）

※地元金融機関への相談予約も上記申込み先となります。



■住まいの復興給付金とは？

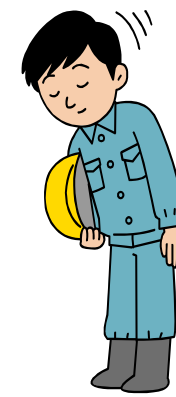
「住まいの復興給付金」は、東日本大震災で被災した住宅の所有者が、消費税率引上げ（平成26年4月1日）以降に住宅を新築・購入または被災住宅を補修し、その住宅に居住している場合に、消費税率の増税分相当の給付を受けられる制度です。

また、被災住宅が賃貸物件の方は「すまい給付金」が対象となる場合があります。



（担当：復興事業推進課 住宅再建支援係）

4. 町営志津川西復興住宅(第1・第2街区)が完成しました。

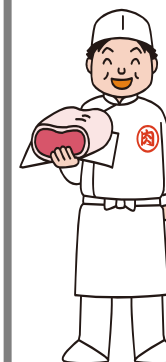


「町営志津川西復興住宅（第1・第2街区）が完成し、10月3日より入居が始められました。



（担当：復興事業推進課 公営住宅整備係）

4. 戸倉団地 公益施設用地への出店者を公募します。



戸倉地区の国道398号沿道の公益施設用地への出店者を公募します。

1. 区画の概要

区画	募集区画A
面積	約1,000㎡（303坪）
道路	南・西・北が道路に接しています



2. 募集期間：平成28年10月14日（金）から平成28年10月31日（月）
※土日を除く

3. 受付場所：南三陸町役場復興事業推進課移転促進係
※1 出店には条件があります。詳細は受付場所までお問い合わせください。
※2 募集区画の詳細については受付場所までお問い合わせください。

4. 決定方法
複数の応募があった場合は、事業内容や周辺状況等を考慮し、決定しますのでご了承ください。

（担当：復興事業推進課 移転促進係）